



## 近隣トラブル、どう解決する？

弁護士 上岡 亮

Aさん宅の隣にはBさんが住んでおり、Bさん宅の庭に大きな木が生えています。この木の枝がAさん宅との境界線をまたいで張り出しており、Aさん宅のベランダや屋根に、落ち葉や木の実等が大量に落下してきます。困ったAさんは、Bさんに対して木の枝を切るように申し入れたところ、Bさんは、「落ち葉などが落ちるのは自然現象だから仕方がないと思います」などと言って取り合ってもらえません。

Aさんは、自宅に侵入してきたものなのだから、自分で枝を切り落としても構わないのではないかと考えました。はたしてできるのでしょうか。

### ◆ 解説

隣家の木の枝は、Aさんの土地所有権を侵害していることは間違いなさそうです。しかし、木の枝は、Bさんの所有物になります。Aさんが木の枝を切り落とすことは、Bさんの権利を侵害することになります。

Aさんの行為のような実力行使を「自力救済」と言い、侵害が切迫しているようなごく例外的な場合を除いて違法とされます。自力救済を認めてしまうと、相手方の言い分を聞く機会がなくなり、誤った権利行使がされるおそれがあるからです。本件の場合、Aさんが木の枝を切り落とすことは違法行為になってしまいます。

では、Aさんは、何もすることができないのでしょうか。

民法233条1項は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる」と規定しています。そこで、Bさんに対して、本規定の存在を示して、枝を切るように説得を試みるということが考えられます。

しかし、Bさんは、これまでもAさんの申し入れを取り合わなかったというのですから、Aさんは、当事者だけの話し合いによる解決は難しいと考えました。では、どうすればよいのでしょうか。

Bさんを相手方として、裁判所へ訴訟を提起するということですが、何と云ってもBさんはAさん宅の隣の家に住んでいる人ですから、できれば円満に解決したいものです。

裁判所には、訴訟の他に調停という手続があります。「訴訟」は、裁判官が双方の言い分を聞いて、証拠を調べた上で、法律に基づいて判断をする制度であるのに対して、「調停」は、当事者双方の合意によって紛争の解決を図る制度です。調停の手続においては、裁判所から指名された調停委員2名が事件を担当します。調停委員のうち1名は、弁護士が務めることもありますが、多くの調停委員は民間人の中から選ばれた人です。話し合いによって当事者間に合意ができ、調停が成立すると、その合意は訴訟の場合の判決と同じ効力を持つことになります。

また、弁護士会では、紛争を簡易迅速に解決するための仲裁センターを設けているところがあります。「仲裁」も、当事者双方の合意によって紛争の解決を図る制度ですが、仲裁の手続においては、経験豊富なベテランの弁護士や元裁判官の他、紛争の内容により建築士などの専門家が担当することもあります。必ずしも法律にしばられることはなく、トラブルの実情に応じた円満な解決を図ることができ、期間についても、裁判所の手続に比べて迅速な解決を目指しています。なお、仲裁は、当事者間の話し合いを大切にしている手続ですから、相手方が出席することによってはじめて手続を進めることができる制度です。Aさんとの直接の話し合いに気乗りしないBさんであっても、専門的な機関で解決を図るということであれば話し合いに応じてくれるかもしれません。

近隣同士のトラブルは、すぐ近くに相手方が住んでいるがゆえにデリケートな問題になりやすく、当事者同士での解決が困難なものが多くあります。自力で解決しようとすると、余計にこじれてしまうこともあるでしょう。裁判所の調停や弁護士会の仲裁センター等を活用して安心安全な解決を目指してみてもいいでしょうか。

執筆者プロフィール

上岡 亮 (うえおか・あきら)

弁護士(第二東京弁護士会)。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て(在職中FP資格を取得)、東京都立大学(現首都大学東京)法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。  
所属: いずみパートナーズ法律事務所